

議員の眼

吉岡政昭の議会報告(No.7)

臨時議会(4/9・4/30・5/19)・6月議会

発行責任者(吉岡政昭)・住所(早来大町141-47)



眼底検査

いよいよ、来年度から実施!

繰り返し訴えてきた「眼底検査」の実施が、この6月議会で担当参事から「来年度から、眼底検査、眼科検診を実施すべく事務を進めている」との答弁を頂きました。

「眼底検査の重要性」について、様々な眼科の専門家が述べています。

町民からの質問	眼科医の説明
「眼底検査」で何がわかるのですか?	●「眼底」は、生きている人間の血管の状態を 直接観察できる 、唯一の場所です。体中の血管の太さや動脈硬化などがわかります。視神経も直接見られます。
「眼底検査」でどんな病気がわかりますか?	●緑内障と加齢黄斑変性です。どちらも高齢者に多い病気で失明につながる病気です。 ●その他に、網膜剥離・白内障・眼底出血がわかります。

町民の疑問	吉岡の意見
来年から行なわれる「眼底検査」の実施の対象(年齢)や75歳以上の後期高齢者の健診との絡みは、どうなりますか??	●肝心なその点が、まだ不明なのです。今後明らかにしていく必要があります。少なくとも現在一部しかやられていない「特定健診」の受診者全員に実施されることを求めています。

※ 後期高齢者《75歳以上》健診に「眼底検査」の他に「心電図検査」「貧血検査」「血液検査」を復活させるべきだと主張していきます。

《3月議会、やむを得ず、欠席しました》

私吉岡は、今年の**1月30日**、苦小牧王子病院で心臓系(大動脈瘤)の手術をしまして、**2月21日**に退院しました。その為、**3月6日からの定例議会**は、体力回復が追いつかず、欠席せざるを得ませんでした。

3月議会は、1年間の予算を決める特に大事な議会でしたので非常に残念に、また、申し訳なく思っております。その後、体力の回復を見て、**4月9日の臨時議会から出席**し、疑問や意見を述べる事が出来ました。

1. 臨時議会の報告(4/9)

この議会では、「8つの問題」の行政報告がありましたが、「質問は1回だけ」という制約の中で、結果的には、「**追分地区町有地の今後の対応について**」という「問題」だけの質問となりました。

吉岡の質問	町側答弁
●現地の溜め水の水質検査を重金属の検査項目6つのうち、カドミウムと鉛しかやっていない。残りのヒ素、水銀、ニッケル、クロムもやるべきだ。	●《堆積物の成分検査で》基準を超えたものを重点的に調べるという考え方だ。
●建設副産物の混入の有無の調査とあるが、具体的にどんなものを想定しているか?	●この土地を購入した時に《この土地の》上にのっかっていた堆肥と呼ばれるものは別なものだという認識だ。まずは、建設副産物が入っているのではないか、というところからスタートしたい、という考え方だ。
●重金属を基準以上を含む物体がトラックで 2546 台運ばれた中であつた。農林水産省に問い合わせたところ、それは堆肥ではない。従って、製造も販売も出来ない」という回答を得た。では、その物体とは何なのか?	●汚泥発酵肥料ということで成分調査をしたので、基本的には、そういう認識だが、肥料ではないという認識だ。
●地下水の調査をやっていない。地下水の流向、流速、水位等の調査をやって欲しい。	●ある程度認識している。調査する場所については、溜め水の所で3年間やる
●中立公平が求められる議会事務局長の言動に越権行為はないか?。農林水産省に電話したり会議で担当課長の発言を制止し代わって発言したり	●局長は基準の説明をただけだ。土地をかき混ぜた均(なら)した部分について再確認の話をしたと考えている。

2, 臨時議会の報告 (5 / 19)

「地震災害復旧工事特例共同企業体」(災害復旧JV)について質問する。

地震後、安平町、厚真町、むかわ町に、期限付きの「災害復旧JV」と呼ばれる「地震災害復旧工事特例共同企業体」が組まれるようになりました。しかし、その実態は、自治体によって違い必ずしも明瞭ではありません。

吉岡質問	町側答弁
<ul style="list-style-type: none"> ● 今回落札した災害復旧JV業者が、TとMになっていますが、同じTが4月30日の議案を見たら経常建設のJVで落札している。しかも、工期がほぼ重なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期重複の件だが、工事の施工上、問題がなければ、問題視していない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「地震災害復旧工事特例共同企業体資格者名簿」というものがあるが、この中に今回落札した企業の名前が出ていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議員がおつしゃるとおり、安平町としては、特に公表していない。令和2年度災害復旧工事特例共同企業体については、今現在、9企業が登録している。
<ul style="list-style-type: none"> ● JVの登録の回数が、北海道は3回となっているが、カウントの仕方を説明して欲しい。例えば、企業A B C Dとある時、AとB、AとC、AとDでこれで3回目だ。それとも、同じAとBを3回カウントするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧JVについては、1工種で3回まで登録を認めています。カウントの仕方ですが、1つの企業が、相手の構成員を変えて3回まで。AとB、AとC、AとDで3回。 ● なお、1工種3回までの登録ですが、入札に参加する回数は制限していない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 今の答弁の中で、「登録したこと」と事業の回数は直接関係ないという趣旨の話だったが、協定書を結んでいるが、その中で、<u>工事が終わったらジョイントは解散するということになっていないか？</u>であれば、解散後に、新たな工事があったときは、新たにジョイントを組むということにならないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事が終了して解散するという話ですが、これは特定共同企業体のみということで、「建設建設共同企業体」と今回の「災害復旧工事特例共同企業体」については、「解散の時期」は、あくまで、認定された日から年度末、今回の件でいけば、令和3年3月31日までということになっている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧JVと町は協定書を結んでいますね。これは北海道の様式です。ここには、解散終了日が書いてある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町との協定書はない。あくまで共同企業体の構成員同士の協定書ということになる。

録音と議事録に救われました！

「新人議員」の貴重な体験

以下の「体験」は、「録音と議事録によって助けられた」事例の1つです。心当たりのないことを「言った」とか「した」などと言われ、それを録音や議事録によって「救われた事実」だけを書きました。

体験？ 回目 一番新しい最近の例です。

吉岡:「問責決議の事は、本会議の10分前に同僚議員に聞いて初めて知った。」

議会事務局長:「本人知らないと言ってるけど、議長がHPの削除を要求したとき(R1/12/13)、2回くらい言っているはずだ」

(録音と議事録で確認)
1時間近い録音と議事録で確認したところ、議長は「問責決議」を口にしていなかった。この事実は議会事務局長も確認し誤りを認め謝罪した。(R2/4/20)

最近の傾向？

「録音をしていない」「録音したレコーダーがない」

(1) 議会運営委員会(R1/12/13)は、「録音されていない」との話

いろいろな経過がありますが、議会事務局長が私のHPを配布したとされる議会運営委員会(12/13)の議事録が、要点筆記になっていて、事務局長の報告が気になった関係で、レコーダーでの確認を求めたところ、「録音していない」との話。

(2) 議会運営委員会(R2/2/28)を録音したレコーダーがない、とのこと。

議会運営委員会の委員長が、議会運営委員会(R2/2/28)の会議録の要点記録に漏れているところがあるので、レコーダーでの確認を求めたところ、「ない」と言われたとのこと。

(3) 今度は議会事務局長。「探して見たが、なかった」と。

臨時議会(R2/4/30)で、鳥越議員による**不規則発言**があり、その後の臨時議会(5/19)の後、議員全員が集められ、議長から**議事運営**に関し、謝罪の意向が示されました。それに対し、鳥越議員から「私は謝罪しません。議長の許可の上、発言したのだから」と。数日後、録音で確認したいところがあり、まず、電話でその旨伝えたと、事務局員曰く、「探してみないとあるかどうか分からない」その日、議会事務局に行くと「なかった」と言う。しかも「あれ(議長招集の会議)が、正式な会議なのかどうか」とも言う。